

7. コンテナお引渡し条件及びコンテナ輸送に関して

コンテナの引渡しコンディション

★冷凍・冷蔵コンテナ	コンテナボックス完全修理 冷凍機修理、整備、試運転実施 外板シルバーペイント塗装済み 庫内水洗い済み ドア開閉調整済み オプション装備作業完了後
------------	---

(1) 当社指定ターミナル／ヤード渡しの場合

東京、横浜、神戸等各港の弊社指定ターミナル／バンプールに於いて車上(オンシャーシ)渡しとなります。お客様がご手配したコンテナ搬送用のシャーシ或いはトラックにコンテナを載せた時点で引渡し完了となります。

お客様がコンテナセミトレーラ(シャーシ)を手配する場合、或いは一般トラックを使用する場合は車両制限令、車両保安基準、道路交通法に基づく運送上の制限を充分考慮し、必要に応じて所要の手続きを関係当局に事前に行う必要があります。通常のトラックを使用される場合、一般的に20フィートコンテナ用には10トン車(平ボディ車)、40フィートコンテナ用にはトレーラー車のものが使用されています。各車両のサイズ例とコンテナのサイズの法的制限値との対比は下記の通りとなります。

(2) お客様のご指定場所渡しの場合

お客様の指定する場所にコンテナ持込みで車上(オンシャーシ)渡しとなります。

この場合、当社がお客様のご指定場所までコンテナの輸送を行いますが、輸送費はお客様のご負担となります。

なおコンテナをお客様指定する場所に持込渡しとする場合は、コンテナセミトレーラ(シャーシ)を手配し、所定の運送会社の輸送料率表に基づいてコンテナの輸送を行います。

20フィート又は40フィートコンテナが、お客様の指定する場所まで物理的又は法規上通行可能か否かを事前に確認する必要があります。

この為、お客様は、目的地を正確且つ詳細に当社にご連絡(場合によっては目的地付近の地図を提供)頂くと共に又目的地の近辺にコンテナ車両が通行不能な所がないか否かを確認して頂く必要があります。通行の不可の判断が難しい時は当社より専門家を派遣し下調査を致します。

(注)別紙20フィート/40フィートコンテナ用トラクター/シャーシ連結図及び直角旋回軌跡図ご参照。

(注)上記(1)/(2)の場合ともコンテナのシャーシからの吊上げ/吊下し、設置はお客様のお手配となります。

(コンテナの吊上げ/吊下し、設置については別項「コンテナの設置、使用」をご参照下さい。)

(注)コンテナ設置に関してお客様の指定場所に設置希望をされる場合は当社指定業者などで設置業務をいたします。(設置費用は別途お見積となります)

(単位 mm)

	全 長	全 幅	全 高	全 高
20 フィートコンテナ外寸	6,058	2,438	2,591	3,791
4 トン車内寸	6,200	2,350	1,200	
40 フィートコンテナ外寸	12,192	2,438	2,896	4,497
40 フィート用シャーシ	12,525	2,490	1,600	

(注)別紙 TABLE 「車両制限令、車両保安基準、道路交通法の制限値比較」ご参照。

コンテナセミトレーラ(シャーシ)の輸送制限緩和について従来基準緩和車両であるコンテナセミトレーラ(シャーシ)でコンテナを輸送する場合、コンテナに積載する貨物が国際間に跨る貨物(輸出品又は輸入品)であることが前提条件であり、事実上上記シャーシを運用し得る資格を有するものは、外航海運会社のコンテナを運ぶ倉庫/陸運会社及びフォワーダーの一部に限定されておりましたが、1993年12月より車両制限令等の改正によりコンテナシャーシに対する制限値が緩和され、コンテナシャーシの運用条件は下記の通りになりました。

(1) 20フィートシャーシ

1993年12月以降無条件。

白ナンバー(自家用)貨物の如何を問わない。

(2) 40フィートシャーシ

1994年5月(頃)以降20フィート同様無条件、但しコンテナセミトレーラメーカーが1994年5月販売開始予定の新型40フィートシャーシの使用が前提。

従ってお客様がコンテナを自家用 LICENSE のコンテナセミトレーラで輸送することが可能となりました。

これは、お客様が冷凍・冷蔵コンテナを冷凍・冷蔵倉庫に或いは冷凍・冷蔵輸送庫両様に使用できるようになったことを意味し、冷凍・冷蔵コンテナの陸上での使用価値を大きく高めることとなりました。

(添付資料「コンテナセミトレーラ(シャーシ)の輸送制限緩和について」をご参照下さい)

